

仙台市障害者保健福祉計画
(平成30年度～令和5年度)

中間評価報告書

令和2年12月1日
仙台市障害者施策推進協議会

目次

I	中間評価の主旨	1
II	障害のある方を取り巻く現状	2
1	国の障害福祉施策等の動向	2
2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響	3
3	本市における障害のある方の状況	4
III	中間評価の対象及び方法	6
1	評価対象事業	6
2	評価対象期間	6
3	中間評価の方法	6
4	その他留意事項	6
IV	中間評価及び後期期間の取組	8
1	共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進	10
2	障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実	14
3	地域での安定した生活を支援する体制の充実	21
4	生きがいにつながる就労と社会参加の充実	30
5	安心して暮らせる生活環境の整備	38

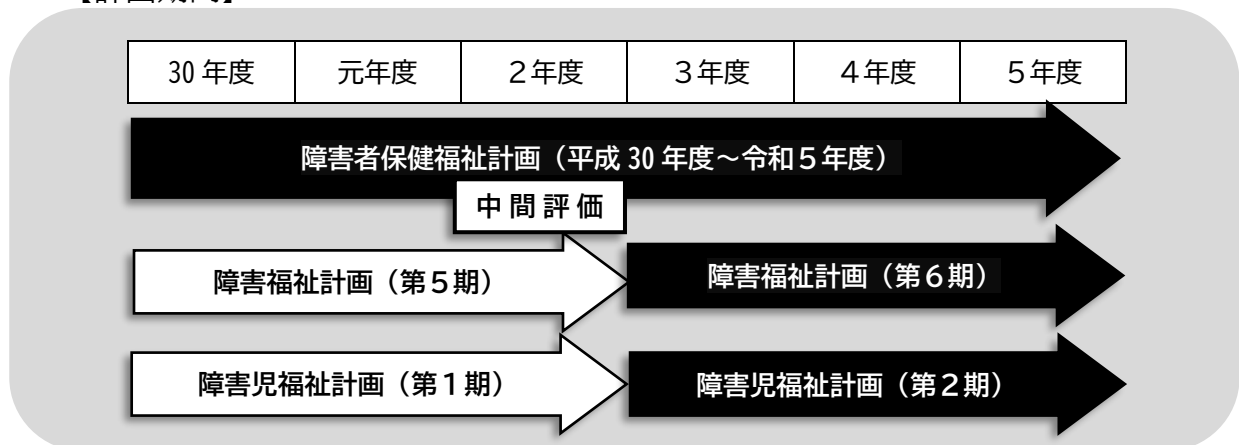
I 中間評価の主旨

仙台市では、平成30年3月に障害者基本法に基づく市町村計画である「仙台市障害者保健福祉計画」と、障害者総合支援法¹に基づく市町村障害福祉計画である「仙台市障害福祉計画（第5期）」及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画である「仙台市障害児福祉計画（第1期）」を策定した。

各計画の計画期間は、「仙台市障害者保健福祉計画」は平成30年度から令和5年度までの6年間、「仙台市障害福祉計画（第5期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第1期）」は平成30年度から令和2年度までの3年間である。

令和2年度は、「仙台市障害者保健福祉計画」の中間年次並びに「仙台市障害福祉計画（第5期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第1期）」の最終年度にあたることから、必要な見直しや改善を行い、後期間や次期計画に新たに取組むべき事業を整理するため、これまでの取組状況や実績を把握し中間評価を行う。

【計画期間】



【計画の方向性】

理念	共生の都・共生する社会
基本目標	一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生の都をともにつくる
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ①共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進 ②障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実 ③地域での安定した生活を支援する体制の充実 ④生きがいにつながる就労と社会参加の充実 ⑤安心して暮らせる生活環境の整備

¹「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

II 障害のある方を取り巻く現状

1 国の障害福祉施策等の動向

(1) 障害理解・差別解消

障害者差別解消法²施行から3年が経過し、社会の変化等に伴う内容の充実が求められることや、施行状況から判明した制度・運用の不十分な点について対応策を講じる必要があることから、平成31年2月より国の障害者政策委員会において見直しの検討が進められてきた。

令和2年6月の委員会意見の取りまとめでは、差別の定義や概念の明確化、事業者による合理的配慮の適切な提供の確保などが報告され、後期期間では、国において具体的な措置について検討が進められ、障害理解が前進することが期待されている。

(2) 障害のある子供への支援

平成28年5月の児童福祉法改正により、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の関連分野の連携体制の確保等が努力義務とされ、体制の整備が進められてきた。

また、障害のある子供への支援に関する教育と福祉の連携について、平成30年3月に文部科学省と厚生労働省が取りまとめた報告書³では、各地方公共団体において、教育委員会や福祉部局が主導し、教育と福祉の連携を加速させることや保護者支援の取組を充実させることなどが掲げられている。

(3) 社会参加の充実

平成30年度には、国や地方公共団体における障害者雇用率の不適切計上が明らかとなり、これに起因し令和元年6月に障害者雇用促進法⁴が改正された。改正法では、不適切計上の再発防止策のほか、精神障害のある方や重い障害のある方を含めた障害者雇用の計画的な推進などが盛り込まれた。

令和3年3月より、障害者雇用率は民間企業で2.3%、国や地方公共団体では2.6%（都道府県等の教育委員会にあっては2.5%）への引き上げとなることが決定しており、障害者雇用の一層の促進が求められている。

また、令和元年6月に施行された読書バリアフリー法⁵により、視覚障害

² 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

³ 「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」

⁴ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」

⁵ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」

や発達障害、肢体不自由等によって読書が困難な方に対し、読書環境の整備を進めていくことが求められている。

(4) 環境の整備

障害福祉分野で働く人材の確保・定着は大きな課題となっており、令和元年10月に行われた障害福祉サービス等報酬改定では、消費税率改定に係る報酬改定と併せて、経験や技能のある職員に重点化を図りつつ事業所の実情を踏まえた配分を認める加算が設定されるなど、障害福祉人材の処遇改善が行われた。

(5) 東京パラリンピックの延期

令和2年8月に開催を予定していた東京パラリンピックは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、1年の延期が決定した。令和3年度の開催に向けて、引き続きユニバーサルデザインの街づくりと心のバリアフリーの推進が求められている。

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響

令和元年12月に中国で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）は、短期間のうちに全世界に拡大し、国内では令和2年1月に初めて感染者が確認された。

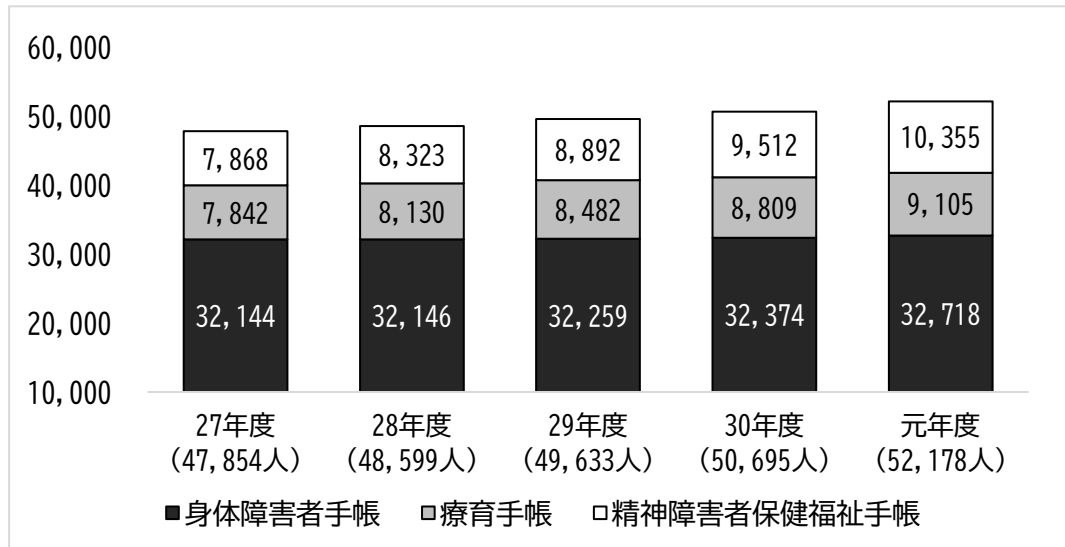
感染者の全国的な増加に伴い、4月7日に1都1府5県に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出され、4月16日に対象区域は全都道府県に拡大された。緊急事態宣言は、5月14日に宮城県で、5月25日までに全都道府県で解除された。

緊急事態宣言が解除されたが、その後も感染者は継続して発生しており、障害のある方の日常生活にも様々な影響が生じている。本市の事業への影響については、「IV 中間評価及び後期期間の取組」において後述する。

3 本市における障害のある方の状況

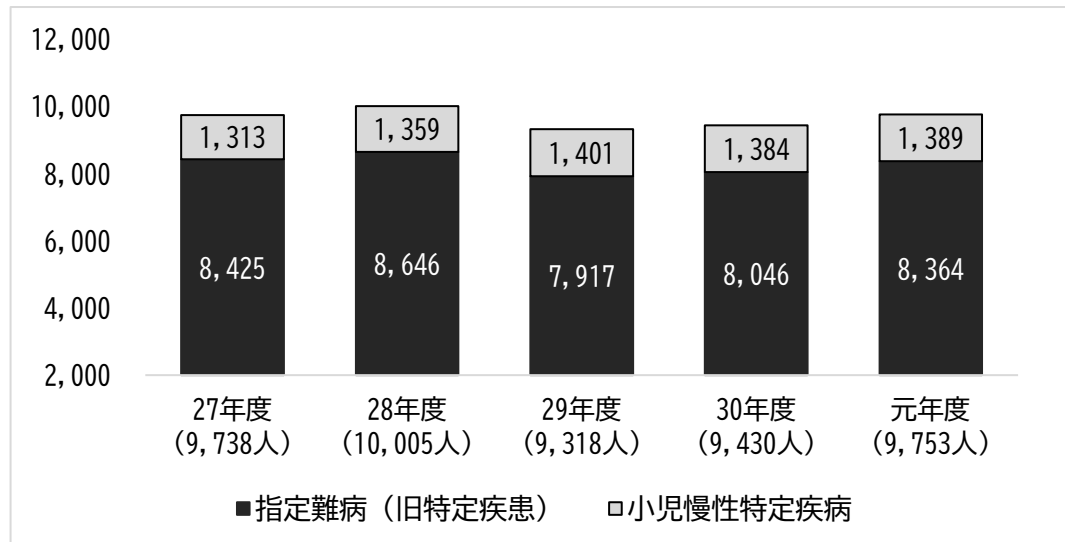
(1) 障害者手帳保持者数

令和元年度の本市の障害者手帳保持者数は 52,178 人であり、全体的な手帳保持者数、各手帳別の保持者数のいずれも増加傾向にある。



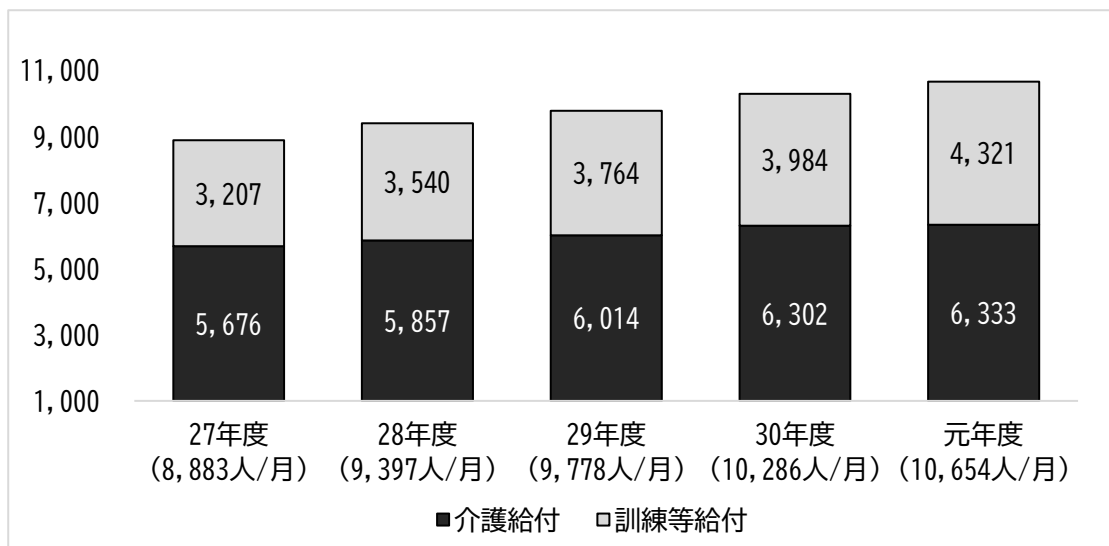
(2) 指定難病・小児慢性特定疾病患者数

令和元年度の指定難病・小児慢性特定疾病患者数は 9,753 人であり、その合計数は平成 29 年度に一旦減少した後は増加傾向にある。



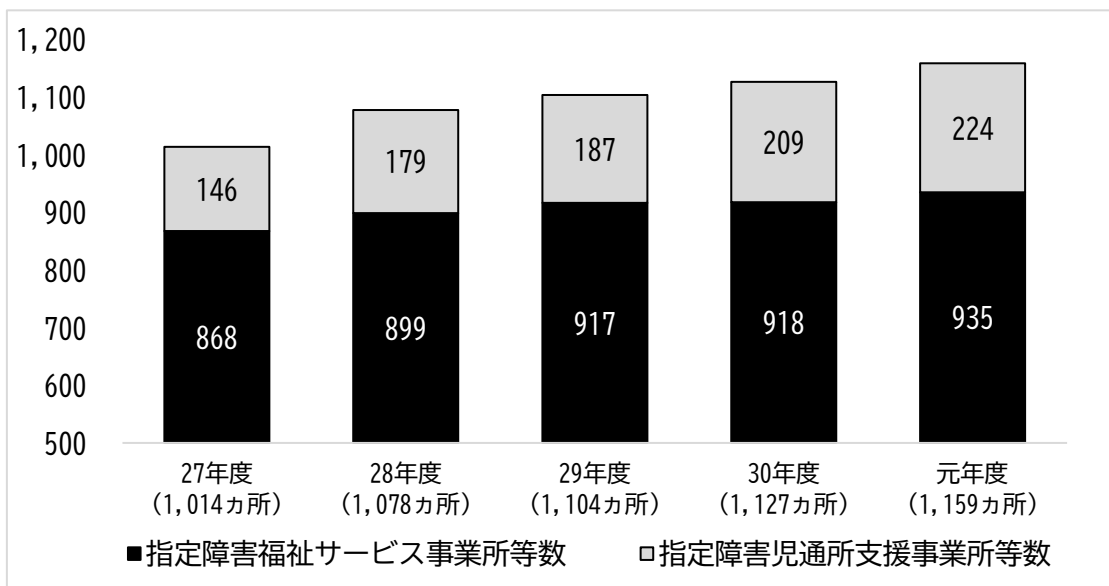
(3) 指定障害福祉サービス等利用者数

令和元年度の利用者数は10,654人/月であり、利用者数は増加傾向にある。とりわけ訓練等給付の増加傾向が顕著である。



(4) 指定障害福祉サービス事業所等数・指定障害児通所支援事業所等数

令和元年度の市内の事業所数は1,159カ所と、5年連続で増加している。とりわけ指定障害児通所支援事業所等の増加傾向が顕著となっている。



※指定障害福祉サービス事業所数には相談支援事業所数を、指定障害児通所支援事業所数には障害児相談支援事業所及び障害児入所施設数を含む。

Ⅲ 中間評価の対象及び方法

1 評価対象事業

平成30年度・196事業、令和元年度・200事業を対象とする。

ただし、令和2年9月までの期間における評価可能な実績や感染症の影響については評価対象に含むこととする。

2 評価対象期間

仙台市障害者保健福祉計画の期間のうち、平成30年度及び令和元年度の2年間を主な対象期間とする。

3 中間評価の方法

「仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針」（平成30年3月8日 仙台市障害者施策推進協議会）に基づき、計画の施策体系に沿って評価を行う。

具体的には、実施方針の第3の1に定める計画掲載事業等の実績値取りまとめ（量的モニタリング）結果と、同第3の2に定める当事者や支援者等への調査（質的モニタリング）結果を中心に評価する。

4 その他留意事項

（1）組織の名称

以下の本市組織について、本報告書において使用する名称は、次のとおりとする。

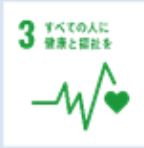
- ・障害者総合支援センター：「ウェルポートせんだい」
- ・精神保健福祉総合センター：「はあとぽーと仙台」
- ・発達相談支援センター（北部及び南部）：「アーチル」

（2）SDGsとの関係性

「仙台市SDGs（持続可能な開発目標）推進方針」に基づき、各施策体系に関連する目標を右肩に記載する。

計画全体に関連する目標は次ページのとおりである。

○計画に関連する SDGs 目標



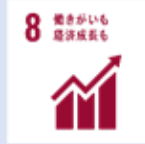
3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



10 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12 つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17 パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

IV 中間評価及び後期期間の取組

中間評価にあたり、事業の実績、評価及び課題について、施策体系ごとに以下の共通様式を使用し取りまとめる。

また、共通様式に取りまとめた結果に基づき、分析及び後期期間に向けた取組の方向性について述べる。

参考となる到達目標		H30年度	R元年度	R2年度目標
【該当のある施策体系のみ】 「仙台市障害福祉計画（第5期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第1期）」（いずれも計画期間は平成30年度～令和2年度）に定める到達目標を参考値として記載。				
主な事業	【すべての施策体系】 「仙台市障害者保健福祉計画」の主な掲載事業等を記載。			
主な実績	項目	H30年度	R元年度	
	【すべての施策体系】 「仙台市障害者保健福祉計画」の掲載事業の平成30年度・令和元年度における主な実績を記載。なお、この実績は量的モニタリング（※1）として毎年度把握した値である。			
評価指標 その他	【該当のある施策体系のみ】 事業の実績だけでは必ずしも把握できない効果等について、アンケート結果等を評価指標として記載。			
質的 得られた モニタ リング 意見 か	【該当のある施策体系のみ】 平成30年度～令和2年度に実施した関係者等ヒアリング（質的モニタリング（※2）） 結果より得られた意見を記載。			
課題	【すべての施策体系】 上記事業の課題を記載。			

※1「量的モニタリング」：計画掲載事業等の実績を定量的に把握する調査。

※2「質的モニタリング」：量的モニタリングでは把握できない定性的な事項に関する調査を指す。具体的には、障害のある方やその家族、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業所及び有識者等に対し、面談等により、生活の状況や障害福祉サービスの利用意向、条例に基づく事業や相談の実施状況等に関して実施している調査。

○計画の施策体系

1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進
(1) 理解促進・差別解消
(2) 虐待防止・成年後見制度等
2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実
(1) 早期発見・早期支援
(2) 保育・療育
(3) 教育・発達支援
(4) 放課後支援
(5) 家族支援
3 地域での安定した生活を支援する体制の充実
(1) 相談支援
(2) 生活支援
(3) 居住支援
(4) 地域移行・地域定着支援
(5) 保健・医療・福祉連携
(6) 給付・手当等
4 生きがいにつながる就労と社会参加の充実
(1) 一般就労・福祉的就労
(2) 日中活動
(3) スポーツ・レクリエーション・芸術文化
(4) 当事者活動
(5) 移動・外出支援
(6) 意思疎通支援
5 安心して暮らせる生活環境の整備
(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン
(2) サービス提供体制の基盤整備
(3) 防災・減災等
(4) 事業所支援・人材支援

1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

該当
SDGs



基本方針

障害のある方が自立した生活を送るためには、必要なサービスが提供されるだけでなく、物理的な障壁のほか、意識や制度などに潜む障壁を取り除くことが不可欠です。そのため、幼児期から障害理解が進むようその浸透を図るとともに、障害を理由とする差別についての相談支援体制を整え、相談窓口でのタブレットを活用したコミュニケーション支援など、障害特性に応じたアクセシビリティの向上を図ることで、暮らしやすい生活の基盤をつくっていきます。

また、障害のある方への虐待の防止や成年後見制度の利用支援など、権利擁護の取組を推進していきます。

(1) 理解促進・差別解消

主な事業	障害理解サポーター事業 市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発事業 学生向け障害理解ワークショップ「ココロン・スクール」		
	項目	H30 年度	R 元年度
主な実績	障害理解サポーター養成研修受講者数（実施回数）	439 人 (16 回)	954 人 (31 回)
	市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発事業 延べ参加者数（実施回数）	650 人 (5 回)	700 人 (5 回)
	福祉まつり「ウエルフェア」 延べ来場者数 ※屋外・屋内を合算	約 13,000 人	約 13,000 人
	ヘルプマーク配布数 ※H30 年 12 月より配布	2,528 個	3,899 個
	学生向け障害理解ワークショップ「ココロン・スクール」 参加者数（実施回数）		115 人 (3 回)
	仙台市職員向け庁内研修受講者数 ※H30 年度は全職員を 対象とした e ラーニング研修との合計	14,453 人	442 人

その他評価指標	障害理解サポーター養成研修受講者アンケート結果・回答者 901 人（H30 年度・R 元年度合算）「障害者差別解消法及び仙台市障害者差別解消条例の内容の理解度」
	とても理解できた・ある程度理解できた（793 人・88.0%）、 あまり理解できなかった・まったく理解できなかった（14 人・1.6%）
	「ココロン・スクール」参加者アンケート結果・回答者 110 人 「障害理解に関する理解度」
	とてもわかりやすかった・わかりやすかった（91 人・82.7%）、 わかりにくかった・とてもわかりにくかった（5 人・4.5%）
質的モニタリングから得られた意見	<p>（一般市民）</p> <p>障害理解サポーター養成研修を受講した団体の方から、研修受講後、障害のある方に対して配慮しながら行動するようになったという声や、社会生活の中で障害のある方と接する機会が増え、市民の障害理解が進んでいると感じるという声があった。一方で、外見から障害と判断しにくい精神障害のある方等に対する理解が難しく、一層、障害理解・差別解消に取り組んでいく必要があるとの意見があった。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害理解サポーター事業について、より多様な分野・業種の団体・企業へのアプローチ ・障害のある方と接する機会の少ない市民や事業者に対して、啓発する機会や広報手法の検討

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

多様な機会や媒体を活用し市民・事業者の障害理解を促進するとともに、障害を理由とする差別に関する相談への対応や、仙台市役所における合理的配慮の提供体制の整備を進めた。

平成 30 年度から本格実施した障害理解サポーター事業については、令和元年度における研修実施回数が 31 回と前年度の約 2 倍、また研修受講者数は 954 人と前年度から 515 人増となった。研修後のアンケートでは、障害者差別解消法や本市差別解消条例について、「とても理解できた・ある程度理解できた」との回答が 9 割近くを占めた。さらに、障害理解サポーター養成研修受講者を対象に実施した質的モニタリングでは、「障害のある方に対して配慮しながら行動するようになった」という声もあり、障害理解サポーター事業が、市民・事業者に障害理解・差別解消について啓発するうえで効果的であり、後期期間も着実に取り組んでいく必要性があることが伺えた。令和 2 年度は感染症の影響により研修自体の開催が難しい状況にあるが、後期期間においては、これまで受講歴のない業種への働きかけ等によって、より多様な分野・業種の団体及び企業の障害理解を広げていくことが必要である。

また、令和元年度から開始した、学生向け障害理解ワークショップ「ココロン・スクール」については、市内高校2校で計3回実施し、計115人の生徒が参加した。実施後のアンケートでは、障害理解について「とてもわかりやすかった・わかりやすかった」と回答した生徒が8割を超えた。若年層への障害理解促進への効果を評価し、対象を拡大しながら引き続き実施していくことが求められる。

このほか、福祉まつり「ウエルフェア」や市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発事業等のイベントを開催したほか、仙台市職員に対する障害理解研修等を実施した。一方で、令和2年度には感染症の影響により、福祉まつり「ウエルフェア」屋外イベント等が中止になるなどの影響が生じている。

後期期間では、特に障害のある方と接する機会の少ない市民・事業者に対して障害理解の促進を図っていくことが必要である。

(2) 虐待防止・成年後見制度等

主な事業	障害者虐待防止体制の整備 成年後見制度の利用支援 日常生活自立支援（市区権利擁護センター、成年後見総合センター）		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	障害者虐待相談受理件数	49 件	100 件
	障害福祉サービス事業所向け障害者虐待防止・権利擁護研修参加者数	98 人	62 人
	成年後見制度 市長申立件数（障害分野のみ）	5 件	5 件
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待に係る相談内容が複雑化し、虐待の判断や対応が困難なケースが増加 ・ 市民及び事業者に対する障害者虐待防止の周知啓発 ・ 成年後見制度における本人の判断能力の程度（補助・補佐・後見）に応じた適切な制度利用 		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

障害者虐待防止体制の整備については、365日24時間対応を行う相談窓口の設置、緊急時における被虐待者の受入施設の確保等、虐待の早期発見及び早期対応に必要となる体制を確保することで、障害のある方の安全確保及び権利擁護の推進に寄与した。

近年、虐待相談件数の増加に加え、差別に関する相談や苦情と明確に判別しづらい内容の相談や、守秘義務の関係から虐待調査が進めにくい通報

等が増加しており、対応が複雑化している傾向にある。

後期期間では、虐待の早期発見のため、市民等に対し障害者虐待防止法⁶の周知や障害のある方の権利擁護の啓発を進めるとともに、障害福祉サービス事業所に対して研修を継続的に実施するなど虐待の未然防止策や関係機関との連携による相談体制の強化が求められる。

成年後見制度の利用支援では、制度の利用が必要にも関わらず、申立をする親族がいない方などの市長申立を行い、権利擁護に寄与した。

成年後見制度は障害のある方の意思決定支援も含めた権利擁護の観点から利用促進を図っていく必要があるとあり、令和2年度策定予定の「(仮称)せんだい支えあいのまち推進プラン」と一体となった成年後見制度利用促進計画に沿って、本人の判断能力の程度に応じた適切な権利擁護支援体制づくりが求められる。

⁶「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

該当
SDGs



基本方針

障害のある児童に対する支援では、障害や発達の遅れを早期に発見し、家族の理解を促しながら切れ目のない支援を行うことが重要です。そこで、アーチルを中心として、児童発達支援センター等による地域における相談しやすい体制を強化するとともに、ライフステージに応じて子育て・教育・福祉分野の関係機関が連携して支援を推進していきます。

また、医療的ケア児や重症心身障害児など、特別な支援を必要とする児童に対する支援が不足している現状があることから、関係機関による協議の場の設置や短期入所サービスの充実など、必要な施策を展開していきます。

(1) 早期発見・早期支援

主な事業	発達評価体制強化事業 発達障害に関する専門性の確保と地域医療とのネットワークづくり 発達相談総合情報提供		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	アーチル嘱託医・常勤医による相談件数 ※H30 年度は嘱託医 1 名・常勤医 2 名、R 元年度は各 2 名	1,032 人	1,337 人
	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修受講者数 ※研修は宮城県との共催	45 人	41 人
	発達相談総合情報提供冊子作成部数	30,000 部	10,000 部
課題	・保護者・支援者等より多くの市民に対して、子供の発達や子供に対する適切な対応についての理解を広げる取組		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

障害の早期発見につながる取組を行うとともに、地域のかかりつけ医とのネットワーク構築やアーチルにおける発達障害の評価機能の強化を図った。

発達評価体制強化事業については、障害を早期に発見し早期支援に結びつけるため、令和元年度にアーチルに配置する発達障害専門医の数を増や

したことで、相談件数は 305 件の増となり評価機能の強化につながった。後期期間においても、引き続き研修を通じた地域のかかりつけ医との連携強化によってネットワークを構築するとともに、地域の医療機関の発達障害の理解の向上に努め、支援の充実に取り組んでいくことが望ましい。

また、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修（宮城県と共催）については、発達障害の早期発見・早期対応に向けた小児科医と発達相談機関との連携強化を趣旨とし、実施にあたっては東北大学病院等と連携し講義内容の工夫を行った。また、小児科医に幅広く研修を周知したことで、一定数の小児科医の受講に結びつき、普及啓発を推進することができた。

発達相談総合情報提供については、発達に関する相談窓口や支援施策等の情報を総合的に提供する情報冊子を作成し、関係機関等での配布やホームページへの掲載により広く周知を図った。後期期間では、5 歳児発達相談等の新たな取組により障害の早期発見・早期支援につなげるとともに、保護者や支援者等より多くの市民に対して、子供の発達や子供に対する適切な対応についての理解を広めるような取組を進めていく必要がある。

(2) 保育・療育

参考となる到達目標	H30 年度	R 元年度	R2 年度目標
児童発達支援センターの支援の質の向上	指定管理施設 11 施設のうち 新たに 6 施設 がセンター化	支援の質の向上のため、引き続き各センターに地域相談員を設置し地域支援業務を実施	支援の質の向上
アーチルや児童発達支援センターによる幼稚園や保育所等への支援機能の充実	「主な実績」 (次ページ記載)の事業実施により支援機能の充実を図った	「主な実績」 (次ページ記載)の事業実施により支援機能の充実を図った	支援機能の充実

主な事業	児童発達支援センターにおける支援の拡充 子育て・教育・福祉に係る機関と施策間の連携の強化 幼稚園・保育所・学校等とアーチルの連携の強化		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	児童発達支援センターの地域相談員に対する人材育成回数 ※地域相談員による連絡会開催回数	11 回	11 回
	アーチル職員の児童発達支援センター及び児童発達支援事業所への訪問回数	143 回	151 回
	アーチル職員の幼稚園・保育所（保育園）への訪問回数	93 回	92 回
質的モニタリングから得られた意見	（児童発達支援センターの管理者） 児童発達支援センターの地域支援を充実させるとともに、より一層、幼稚園・保育所・学校等とアーチルの連携を進め、障害や発達の遅れがあっても地域の中で当たり前と認識されていくことが望ましいとの意見があった。		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新規地域相談員の増加に伴う人材育成 ・児童発達支援センターの認知度を高める取組による地域支援機関との連携の推進 ・幼稚園・保育所・学校への訪問支援による連携の強化 		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

児童発達支援センターにおける地域支援機能の強化については、平成 30 年度と令和元年度のいずれも年に 11 回の地域相談員による連絡会を開催し、地域相談員の人材育成を行った。後期期間では、さらなる地域支援機能の強化に向け、新規の地域相談員の育成を進めるとともに、児童発達支援センターの認知度を高める取組が必要となっている。

また、児童発達支援事業による療育支援については、アーチル職員が児童発達支援センターや児童発達支援事業所を訪問し、児童の様子や家庭での養育状況について情報を共有するとともに、療育内容や保護者支援等について意見交換を行った。

このほか、アーチル職員や児童発達支援センターの地域相談員が、幼稚園や保育所等を訪問し療育相談や施設支援を行うことで、地域における発達障害児の支援やその体制の充実を図ることができた。

感染症の影響により児童発達支援センターや児童発達支援事業所への

登園を控えた児童に対しては、電話等による定期的な健康管理や相談支援、自宅で取り組める教材等の提供等、支援方法を工夫することで支援を継続することができた。

後期期間では、地域の支援機関との連携を推進するための取組を進めるとともに、幼稚園・保育所・学校等への訪問による相談支援等を拡充させながら、幼稚園・保育所・学校等での職員の支援力向上をサポートし、幼稚園・保育所・学校等における支援の充実を図っていく必要がある。

(3) 教育・発達支援

主な事業	子育て・教育・福祉に係る機関と施策間の連携の強化（再掲）		
	幼稚園・保育所・学校等とアーチルの連携の強化（再掲） 発達障害児等の教育推進		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	発達障害者支援地域協議会開催回数	1 回	1 回
	※（）内は地域協議会の下部組織である部会の開催回数	(3回)	(3回)
	学校との連携ツール「連絡票」作成件数	296 件	192 件
	学校への訪問による相談支援件数	261 件	357 件
	発達障害及びその可能性のある児童生徒への指導内容・方法等について指導・助言する専門家チームや巡回相談員の派遣件数 ※上段・専門家チーム、下段・巡回相談員	9 校 103 件	9 校 100 件
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・学校等と移行期の確実な引継ぎを行うことによる、切れ目のない支援の実施 ・アーチル職員の学校訪問等による学校支援の充実 		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

教育・発達支援においても前項の保育・療育と同様、子育てと教育、福祉に係る機関と施策間の連携を強化することで、切れ目のない支援の充実を図った。

具体的には、発達障害者支援地域協議会及び部会を開催し、学齢期の発達障害児に対する切れ目のない支援を実現するための連携・協働のあり方について検討等を行ったことで、障害のある児童や発達に不安のある児童に対する協働支援の体制づくりを進めることができた。

また、学校訪問による相談支援件数の増加により、令和元年度の連絡票作成件数は前年度より減少しているが、アーチル職員と学校教職員とが相談を受けた児童の特性や支援の方向性等について直接情報共有すること

で、相談者への支援や学校支援を充実させることができた。

後期期間においては、さらに学校等に訪問しての相談支援を拡充させながら学校等での支援の充実を図るとともに、幼稚園・保育所・学校等と移行期の確実な引継ぎを行うことで引き続き切れ目のない支援を行っていく必要がある。

(4) 放課後支援

参考となる到達目標		H30 年度	R 元年度	R2 年度目標
重症心身障害児に対する支援（主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数）		4 区 (8 ヲ所)	3 区 (9 ヲ所)	市内各区に 1 カ所以上確保
主な事業	放課後等デイサービスによる支援 重症心身障害・医療的ケア児者支援体制整備 児童館等における要支援児の受け入れ			
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度	
	放課後等デイサービス事業所数	108 ヲ所	124 ヲ所	
	放課後等デイサービスの一月当たりの利用量	19,700 人	20,442 人	
	放課後等デイサービスの一月当たりの利用実人数	1,673 人	1,715 人	
	要支援児を受け入れている児童館を対象とした巡回指導回数（対象館数）	57 回 (44 館)	55 回 (51 館)	
質的モニタリングから得られた意見	(重症心身障害児を受け入れている放課後等デイサービス事業所の職員) 療育と医療的ケアの両輪で支援することが求められているが、特に医療の提供において看護師の確保・定着に課題があるとの意見があった。			
課題	・放課後等デイサービスにおける重症心身障害児等の受入体制の拡充			

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

放課後等デイサービスによる支援については、令和元年度の市内事業所数が前年度から 16 ヲ所増、一月あたりの利用量及び実人数も増加となり、障害のある児童の活動の場の拡充につながった。

なお、感染症の影響として、放課後ケアネットワーク仙台と共催の放課

後等デイサービス事業所従事者研修会の一部が中止となったが、今後は十分な感染防止対策を講じたうえで開催していくことが望ましい。また、特別支援学校等の臨時休校に伴い、各事業所において、通常の営業時間を超える長時間の支援や、通所での支援に代えて電話や訪問による支援の実施等、事業継続のために様々な工夫が図られた。

主に重症心身障害児等を受け入れる放課後等デイサービス事業所数については、令和元年度には8カ所から9カ所に増加したものの、令和2年度の目標である市内各区への設置には至っていない。このことから、放課後等デイサービス事業所を対象に、医療的ケア児について理解を得ることを目的とした研修を実施する等、人材育成を含めた受入体制の拡充を進めていくことが求められる。

(5) 家族支援

参考となる到達目標		H30 年度	R 元年度	R2 年度目標
医療的ケア児に対する支援（保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける）		設置	設置	設置
主な事業	重症心身障害・医療的ケア児者支援体制整備（再掲） 障害のある方の家族支援等の推進 発達障害児の家族支援体制の整備・充実			
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度	
	仙台市医療的ケア児者等地域支援連絡会 ※医療・福祉・教育等関係機関及び保護者参加	1 回	1 回	
	発達障害児（乳幼児）を抱える家族への支援（初期療育グループ・家族教室等の参加者延べ人数（回数））	561 人 (90 回)	498 人 (88 回)	
	発達障害（疑い）と診断された児童の保護者を対象とした家族教室の参加者延べ人数（回数）	58 人 (4 回)	75 人 (6 回)	

質的モニタリングから得られた意見	<p>(障害児を抱える家族、児童発達支援センターの管理者)</p> <p>共働き家庭の増加や放課後等デイサービスの普及等により、保護者自身が子供と向き合う時間が減ったこと等を背景として、多様な課題を抱えている保護者が増えており、保護者のメンタルケアの必要性が一層増しているという意見があった。</p> <p>(児童発達支援センターの管理者)</p> <p>相談への敷居を低くすることや、保護者のニーズに応じたサービス提供が必要との意見があった。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージを通じた身近な地域における家族支援体制の整備・充実 ・子供の良いところを認めて対応する「ペアレントプログラム」のより一層の普及 ・家族教室における保護者支援メニューの充実

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

アーチルや児童発達支援センター等における家族支援事業として、家族教室やペアレントプログラム等を実施し、発達障害児を抱える家族へのサポート体制の整備・充実を図った。

発達障害（疑いを含む）のある乳幼児及び学齢児の保護者を対象とした家族教室については、それぞれ参加人数に増減はあったものの、いずれの家族教室についても、参加者のニーズを反映し内容を工夫することで、参加者の理解を深めること等に寄与し、参加者からは好評価を得られている。今後は保護者が自信を持って子育てができるような保護者支援メニューを拡充していく必要がある。

後期期間では、乳幼児期から学齢期へのライフステージを通じた、身近な地域における家族支援体制の整備・充実を図るとともに、保護者が子供の良いところを認めてほめて対応し、また保護者が孤立しないように仲間との出会いを行う「ペアレントプログラム」のより一層の普及や家族教室における保護者支援メニューの充実を図っていく。

また、重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援としては、仙台市医療的ケア児者等地域支援連絡会を開催し、重症心身障害・医療的ケア児者の現状と課題を共有するとともに、医療・福祉・教育等のネットワークを構築し、支援体制の整備を図ることができた。

感染症の影響により令和2年度の連絡会は中止となる見込みであるが、後期期間では、本市ガイドラインを遵守し感染防止対策を取りながら、開催に努めることが求められる。

3 地域での安定した生活を支援する体制の充実



基本方針

障害のある方が、自分の意思で物事を選択して住み慣れた地域で暮らしていけるように、相談支援、生活支援、居住支援など様々な支援について、身体障害、知的障害、精神障害だけでなく、難病や発達障害、医療的ケアなど、一人ひとりの障害等の特性に応じた支援を展開していきます。

また、宮城県から事務権限が移譲される難病患者への支援については、独自事業の実施も含め、必要な施策を展開していきます。

(1) 相談支援

参考となる到達目標		H30 年度	R 元年度	R 2 年度目標
令和 2 年度末までに、地域生活支援拠点等を整備		10 月からモデル事業を実施。モデル事業の検証を目的に地域生活支援拠点運営会議を開催（2 回）	モデル事業を継続し、モデル区での取組を基に全市に展開	地域生活支援拠点等の整備
主な事業	地域生活支援拠点事業 基幹相談支援センター設置 精神障害者家族支援事業			
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度	
	専門的な相談機関における相談等の件数	34,134 件	33,983 件	
	相談支援事業所における相談件数 ※社会福祉法人等に委託し市内 16 事業所で実施	27,095 件	27,769 件	
	精神障害当事者スタッフ及び家族スタッフの確保・育成 （家族学習会セミナー・家族学習会・家族学習会担当者研修会・相談の場（R 元年度のみ））参加者数 ※相談の場のみ派遣者数を含む	52 人	44 人	

<p>質的モニタリングから得られた意見</p>	<p>(短期入所事業所の管理者)</p> <p>障害分野は高齢分野に比べ、地域にどのような相談資源があるのか分かりにくいとの意見があった。また、複合的な課題を抱えて相談につながるケースも多く、事例の共有等を通して事業所同士で支援力を高めることや、日常的な他事業所・機関等とのネットワークづくりが必要との意見があった。</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点事業について、中長期的な予防的視点に立った継続支援のコーディネート及び関係機関と連携した緊急受入後の支援の確立 ・基幹相談支援センター設置事業について、支援チームの中心となる相談機関が支援全体を統合できるよう継続的にサポートする機能の確立 ・精神障害者家族支援事業について、安定的な事業の継続に向けた、家族スタッフとなりうる人材の確保

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

本市の専門相談機関（ウェルポートせんだい、はあとぼーと仙台及びアーチル）による相談支援のほか、区役所及び相談支援事業所における総合的な相談支援、多様な障害特性に応じた相談機関（自閉症児者相談センター、中途視覚障害者支援センター等）による相談支援を行った。

専門相談機関（ウェルポートせんだい、はあとぼーと仙台及びアーチル）における令和元年度の相談等件数合計は、前年度より 151 件減の 33,983 件となった。一方、相談支援事業における令和元年度の相談件数は、前年度より 674 件増の 27,769 件となった。

平成 30 年 10 月よりモデル事業を実施してきた地域生活支援拠点については、拠点施設での緊急受入は一定程度定着しているが、令和 3 年度の本格実施に向けて、中長期的な予防的視点に立った継続支援のコーディネートと、関係機関と連携した面的な受入体制の整備や、緊急受入後のチーム支援の確立が課題となっている。

令和 2 年 7 月に開設した基幹相談支援センターについては、後期期間において、相談支援の中心となる障害者相談支援事業所等に対し、訪問等による総合的・専門的な助言や研修会等を通じた人材育成を行うことにより、地域の相談機関との連携強化が求められる。

精神障害者家族支援事業については、精神障害のある方の家族を対象に、体系的な研修を実施してピア相談（家族として様々な体験をした者が別の家族の相談に応じる）を行う相談員として育成することが必要である。令和元年度までに延べ 96 名が研修に参加したものの、実際に相談員として活動に従事する者はその 1 割程度である。この理由として、相談員が実際

に家族の相談に応じる機会が十分でないことが考えられた。このことを踏まえ令和2年度からは相談員が精神障害当事者家族の相談にあたる機会を定期的に設定し、育成した人材の活用に積極的に努めている。後期期間については、より多くの相談員の確保育成と相談機会の充実が求められる。

(2) 生活支援

主な事業	医療型短期入所連携強化 重症心身障害児者に対する入浴事業 多様な障害特性に応じた機能訓練や生活訓練などのきめ細やかな支援の実施		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	重症心身障害児者等医療型短期入所コーディネート事業研修延べ参加者数（実施回数）	367 人 （18 回）	273 人 （14 回）
	重症心身障害児者に対する入浴事業利用者数	4 人	6 人
	高次脳機能障害生活訓練事業延べ利用者数（実施回数）	27 人 （4 回）	311 人 （26 回）
	視覚障害者を対象とした生活訓練事業の実利用者数	56 人	54 人
質的モニタリングから得られた意見	（医療型短期入所事業所の職員、高次脳機能障害者への支援を行っている事業所の職員） 精神や難病、医療的ケア、高次脳機能障害等、様々な障害特性に合わせた生活支援のプログラムが検討・提供されているが、どの分野においても、支援者の育成や専門職の確保について課題があるという意見があった。		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新設の医療型短期入所事業所等の利用促進につながるような事業所間連携の強化 ・重症心身障害児者に対する入浴支援事業において、障害者福祉センターの送迎エリア外の居住者へのサービス提供 ・中途視覚障害者支援において、視覚障害リハビリテーションの再編及び強化 ・高次脳機能障害者支援において、効果的な訓練内容及び訓練実施期間の明確化や、高次脳機能障害に特化した地域資源の不足 		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

障害のある方が地域で安定して生活できる環境を整えるため、障害特性に応じた支援を行うとともに、地域住民による支え合いの取組を進めた。

医療型短期入所連携強化について、重症心身障害児者等医療型短期入所コーディネート事業研修（宮城県と共同実施）は、平成30年度は座学や

見学実習等が中心だったが、令和元年度は事業所の意見を踏まえ、看護師の実技研修を行う等、より実践に即した内容で実施した。後期期間においては、研修の継続と共に、近年新たに指定を受けた事業所等のさらなる利用促進につながるよう、担当者会議等を活用し、家族等から要望のある短期入所中の日中活動のあり方等を検討していく必要がある。また、利用者が特定の事業所に集中する状況を踏まえ、コーディネーターが様々な場面で新たな事業所の利用や登録の必要性について周知を図っていくことが求められる。なお、対象事業所の多くが医療機関であることから、感染症の影響により、対面による会議及び研修の開催が困難な状況となっている。そのため、今後の感染状況を注視しつつ、オンライン形式での担当者会議やデータ配信形式による研修の開催等の工夫も求められる。

重症心身障害児者に対する入浴事業については、平成30年度には4人、令和元年度には6人を対象に実施した。対象者全員が送迎により宮城野障害者福祉センターにおいて入浴サービスを受けた。入浴事業実施場所である障害者福祉センターの送迎エリア外に居住する方からのサービス利用希望もあり、提供方法が課題となっていることから、後期期間においては、送迎範囲の整理を行う等の検討が求められる。

多様な障害特性に応じた機能訓練や生活訓練などのきめ細やかな支援の実施については、高次脳機能障害や中途視覚障害等、高度な専門的支援を必要とする障害のある方に対し、心身の状況に応じた適切な機能訓練や生活訓練等のリハビリテーションを行った。

このうち高次脳機能障害の生活訓練事業では、令和元年度の実施回数は前年度より22回増加し26回となり、延べ利用者数は284人増の311人となった。この理由として、令和元年度より実施頻度を週1回に増やしたことで、安定したプログラムを提供できるようになったことがあげられる。なお、効果的な訓練内容や訓練実施期間については、複数の訓練内容の試行や定期的な訓練効果の測定に取り組み精査が行われているところである。また、生活リハビリテーションや社会参加等の場も不足していることも課題となっており、長期的に高次脳機能障害や失語症の症状の改善に特化したプログラムを提供する通所施設等を開拓する必要がある。

中途視覚障害者支援については、視覚障害者支援センター運営事業において、相談支援や職業リハビリテーション事業等を通じた自立生活支援を行ってきた。令和元年度に計画相談支援事業を開始したことで、円滑に必要なサービスや訓練につなぐことができるようになったが、現状では、人員不足もあり訓練（白杖歩行訓練等）提供期間が限定されている。後期期間では、総合的かつ継続的な訓練の提供ができるよう、自立訓練事業の枠組みへの再編が期待される。

(3) 居住支援

<p>主な事業</p>	<p>障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援 障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進 医療的ケア障害者対応型グループホーム運営費補助</p>		
<p>主な実績</p>	<p>項目</p>	<p>H30 年度</p>	<p>R 元年度</p>
	<p>グループホーム新規開設事業者に対する消防設備設置費用・改修費用の年間助成件数</p>	<p>6 件</p>	<p>8 件</p>
	<p>仙台市グループホーム連絡会に対する研修費用の年間助成回数 ※グループホームの整備促進及び支援の質の向上を目的とする研修</p>	<p>3 回</p>	<p>3 回</p>
	<p>医療的ケア障害者対応型グループホーム運営費補助</p>	<p>1 カ所</p>	<p>1 カ所</p>
<p>質的モニタリングから得られた意見</p>	<p>(重症心身障害者や強度行動障害者を受け入れているグループホームの職員) 障害特性に応じたグループホームの整備を進めるにあたり、現状ではそれらの障害に対する支援スキルを持つ支援者や事業所の数は限られており、支援スキルの普及が求められるとの意見があった。さらに、事業所間での重症心身障害者等に対する支援ノウハウの共有や研修の受講勧奨等の取組の必要性についても意見があった。</p>		
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害のある方の「住まいの場」の不足。また、「住まいの場」となるグループホームの新規開設・増設 ・仙台市グループホーム連絡会との連携による整備促進及び支援の質の向上 		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくため、障害特性に応じた住まいの場の確保や、居住に伴う物理的なバリアの軽減等の環境整備等を進めた。

障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進については、グループホーム新規開設事業者に対する、消防設備設置費用や建築基準法の用途変更に伴う改修費用の助成を行った。また、グループホームにおける支援の質を高める目的で、平成 30 年 4 月に設立した「仙台市グループホーム連絡会」(グループホーム運営法人による任意団体) に対し研修費用の助成を行った。消防設備設置費用・改修費用助成の令和元年度実績は、前年度より 2 件増の 8 件となり、研修費用助成については平成 30 年度及び令和元年度ともに 3 回の助成を行った。後期期間においてもグループホームの整備促進や研修の開催による支援の質の向上が望まれる。

医療的ケアが必要な障害のある方に対応したグループホームへの運営費用補助については、平成 30 年度及び令和元年度のいずれも 1 ヲ所に対し看護師の配置費等の補助を行った。

消防設備設置費用や改修費用の負担のほか、より手厚い支援を行うための支援者を確保しづらいこと等から、重度障害者に対応したグループホームの新規開設や増設の伸び悩みが課題となっており、後期期間では補助事業の充実を図っていくことが求められる。

(4) 地域移行・地域定着支援

参考となる到達目標		H30 年度	R 元年度	R2 年度目標
施設入所者の地域生活への移行者数		3 人	5 人	3 年間で合計 17 人
施設入所者数		537 人	545 人	537 人
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置		設置	設置	設置
主な事業	精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援			
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度	
	精神科医療機関職員に対する研修回数	3 回	8 回	
	長期入院患者向け普及啓発活動回数	11 回	10 回	
	個別支援ケース人数 ※相談支援事業所等との協働	7 人	7 人	
課題	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた以下の課題の検討 ・障害特性や様々なニーズに対応できる多様な住居資源の確保や居住支援サービスの提供体制整備のあり方 ・地域において支援に携わる職員の支援力向上に向けた取組のあり方 ・仲間同士の連帯を強め孤立を予防するピアサポート体制整備のあり方			

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の一環として、地域移行・定着を促進するため、平成 30 年度から令和元年度にかけて、ピアサポーターを活用するなどして 7 例の個別支援を行ったほか、退院意欲喚

起に向けた精神科病院内での啓発活動を 21 回実施した。

後期期間では、地域における受入条件が整わないために入院を余儀なくされている精神障害のある方を念頭に、住居などの居住支援のあり方や、実際に支援にあたる職員の能力向上、地域の中での孤立を予防し仲間づくりを支える仕組みなどについて検討を行い、段階的に事業化を図っていくことが望まれる。

(5) 保健・医療・福祉連携

主な事業	重症心身障害・医療的ケア児者支援体制整備（再掲） 高次脳機能障害のある方への支援 ひきこもり者地域支援事業		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	仙台市医療的ケア児者等地域支援連絡会の開催	1 回	1 回
	高次脳機能障害支援者研修参加者数（実施回数） ※R 元年度は一部研修に市民を含む	257 人 (5 回)	232 人 (5 回)
	高次脳機能障害に関する総合相談の延べ相談件数	388 件	526 件
	ひきこもり支援連絡協議会開催回数	11 回	11 回
質的モニタリングから得られた意見	<p>（医療型短期入所事業所の職員）</p> <p>保健・医療・福祉のネットワーク形成が重要であるという意見があった。また、医療職が福祉の制度を理解することや、その反対に福祉職が簡易な医療的ケアの技術を習得するなどの具体的な取組や仕組みづくりの必要性についても意見があった。</p>		
課題	・重症心身障害・医療的ケア児者支援体制整備における関係機関との連携推進		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

重症心身障害・医療的ケア児者に対する支援体制の整備を図るため、保健・医療・福祉等のネットワークの構築やひきこもり者の支援等の推進に取り組んだ。

高次脳機能障害のある方への支援としては、高次脳機能障害に係る機関や家族等が互いに連携し、一体となって支援するネットワークの構築を図った。支援者研修では、各年度 11 回実施し、基礎的知識から専門的支援まで、体系的な内容の研修を行った。

高次脳機能障害に関する総合相談の延べ件数は、令和元年度には前年度より 138 件増の 526 件となり、研修等を通して支援の普及・啓発を行ったところである。なお、感染症の影響により、令和 2 年度当初に予定していた外部講師を招いた研修は中止となったものの、ウェルポートせんだい職員を講師に、定員を縮小した代替研修を行った。今後も引き続き普及・啓発に努めていくことが重要である。後期期間では、高次脳機能障害の方やその家族が地域で孤立することなく社会参加を果たせるよう、各関係機関との連携をさらに深めていくことが必要である。

ひきこもり者に対する支援については、ひきこもりの多様な背景や要因を加味した本人理解や支援方針の検討が重要となることから、ひきこもり地域支援センターのほか、はあとぽーと仙台やアーチル、児童相談所などの相談専門機関を加えた事例検討の場としてひきこもり支援連絡協議会を位置づけ、市全体の支援能力の向上と継続支援のためのサポート体制を整えた。後期期間では、より多くの事例の積み重ねとともに、事例検討の質の向上が求められる。また、事例検討の結果を踏まえ、ひきこもり状態の改善に必要な社会資源についての協議を行っていくことも必要である。

(6) 給付・手当等

主な事業	心身障害者医療費の助成 特別児童扶養手当の支給		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	心身障害者医療費の助成件数（受給者数）	461,359 件 (16,824 人)	484,666 件 (17,704 人)
	特別児童扶養手当受給者数 ※支給停止者数を除く	1,820 人	1,818 人
課題	・受給者数増加に伴う心身障害者医療費助成の処理・手続き量の増加		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

自立支援医療給付や心身障害者医療費助成、特別児童扶養手当の支給等、障害のある方の生活を支援するため、各種給付・手当等の適切な給付や助成に努めた。

心身障害者医療費助成については、令和元年 10 月から精神障害者保健福祉手帳 1 級も対象となったことなどにより、2 年間で助成件数が約 23,000 件増加、受給者数も 880 人増加となった。特別児童扶養手当の給付

については、受給者数は横ばいとなった。

後期期間では、各種給付等について引き続き法令等に基づく適切な給付や助成等に努めていくことが求められる。なお、心身障害者医療費助成については、受給者数の増加に伴い、処理・手続きについて簡略化を進めていくことも必要である。

4 生きがいにつながる就労と社会参加の充実



基本方針

暮らしの中に生きがいを見つけられる機会として就労は重要です。障害特性に応じた働きやすい就労の場が生まれるよう、新たな業態の掘り起こしや企業などに対する啓発の取組を進めるとともに、多くの方が一般就労する機会を得られるよう支援を充実していきます。さらに、福祉的就労も含め、多様な就労環境づくりも推進していきます。

また、東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、スポーツやレクリエーション、芸術文化等の領域で、障害のある方が才能を発揮する機会をつくるとともに、障害のある方とない方が交流する場を創出していきます。

(1) 一般就労・福祉的就労

参考となる到達目標	H30 年度	R 元年度	R2 年度目標
福祉施設の利用者における一般就労への移行者数	276 人	280 人	288 人
就労移行支援事業の利用者数	430 人	438 人	432 人
就労移行率が 30%以上の事業所の割合 (%) ※一般就労に移行した利用者の割合が 30%以上の事業所の割合	44.7%	43.0%	50.0%
就労定着支援事業による職場定着率 (%) ※就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年間職場に定着した人の割合		84.6%	80.0%
主な事業	一般就労への移行促進 福祉的就労の充実 障害者就労への理解促進		

	項目	H30 年度	R 元年度
主な実績	障害者就労支援センター延べ相談件数 (支援対象者数)	23,086 件 (753 人)	16,536 件 (769 人)
	障害者就労支援センターの支援による新規就労者数	89 人	81 人
	職場定着支援訪問企業数 (訪問回数)	89 社 (109 回)	188 社 (230 回)
	ふれあい製品 (施設等自主製品) 販売会 延べ参加施設数	1,207 カ所	1,266 カ所
質的モニタリング から得られた意見	<p>(就労支援事業所の管理者)</p> <p>障害特性に応じた支援や自立につながる支援の工夫が重要であるとの意見があった。また、障害のある方を受け入れる企業側の障害理解の必要性や、事業所同士・事業所と企業との交流の場の必要性、工賃向上のためのふれあい製品販売機会の拡充等の必要性についても言及があった。</p>		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援事業所等の関係機関の支援スキル向上 ・ 福祉的就労利用者の工賃向上のための販路拡大等の支援 ・ 市民や企業等に対する障害者就労への理解促進 		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

一般就労については、障害者就労支援センターにおいて、障害のある方やその家族からの相談に応じながら、一人ひとりの課題整理やニーズに応じた求職支援を行うとともに、企業に対し、障害者雇用を積極的に進めている企業の事例紹介や意見交換を行う雇用促進セミナーの実施などにより、新規就労者数の増加を図ってきた。

福祉的就労については、勾当台公園市民広場での「ふれあい製品フェア」の開催や、区役所等での「ふれあい製品販売会」等の実施により利用者の工賃向上に努めてきた。

後期期間では、障害者就労支援センターが主体となり、引き続き就労移行支援事業者等の支援スキル向上を図っていくことに加え、障害者雇用の実績がない企業向けに雇用促進セミナーを実施することや、障害理解サポーター養成研修の実施等により、企業等に対する障害理解を進めていく必要がある。また、ふれあい製品の販売機会の拡充や受注支援などにより、福祉的就労に関する工賃向上に取り組んでいくことが必要である。

(2) 日中活動

主な事業	障害者福祉センター運営管理		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）延べ件数 ※障害者福祉センターにおける実施件数	4,012 件	4,796 件
	生活介護事業 延べ件数	2,688 件	2,601 件
	貸館事業 延べ件数	28,603 件	26,516 件
課題	・ 既存事業のあり方及び障害者福祉センターで新たに担うべき機能の検討		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

地域生活におけるリハビリテーションの推進や地域交流の促進のため、障害者福祉センターを運営するとともに、障害者小規模地域活動センター及び重度重複障害者等受入に関する運営費の補助等の事業を実施した。

障害者福祉センターについては、未設置の青葉区を除く市内4区で運営し、自立訓練や生活介護事業を多機能型で行うとともに、講習会や会報発行、貸館等を実施した。令和元年度の自立訓練（機能訓練及び生活訓練）の延べ件数は、前年度より784件増の4,796件、生活介護事業は87件減の2,601件となった。自立訓練（機能訓練）については、各種支援機関・医療機関等で積極的に事業のPRを行ったことで利用者が増加した。

また、障害のある方の自主的活動や障害福祉に関する市民の活動に対する貸館事業は、令和元年度には前年度より2,087件減の26,516件となったが、感染症の影響による新規受付の停止や利用者の利用自粛によるものと考えられる。

なお、障害者福祉センターについては、1ヵ所目の設置から20年以上が経過した現在、障害福祉サービス事業所の増加等、障害福祉を取り巻く環境の変化や、高次脳機能障害や難病患者等、障害の対象範囲の拡大・多様化といった状況を踏まえ、既存事業のあり方や今後センターが担うべき機能について改めて検討していくことが必要である。

(3) スポーツ・レクリエーション・芸術文化

主な事業	2020東京パラリンピックに向けた選手発掘・育成開催事業 各種レクリエーション活動の推進 文化・芸術活動の振興		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	パラリンピックスポーツ教室参加者数（実施回数）	134 人 （8回）	103 人 （6回）
	障害者スポーツ体験イベント参加者数（実施回数）	130 人 （1回）	約 700 人 （3回）
	レクリエーション教室開催事業参加者数（実施回数）	2,356 人 （78回）	1,875 人 （76回）
	障害者による書道・写真・絵画コンテスト応募作品数	156 点	148 点
質的モニタリングが 得られた意見か	<p>（障害者スポーツに関わる団体の代表者）</p> <p>障害者スポーツ講習会への新規参加者が多いことや、学生ボランティアの増加など、障害者スポーツのすそ野は拡大しつつあるという意見があった。東京パラリンピックとの関連については、開催後も障害者スポーツへの関心を継続させる取組が必要との意見があった。</p>		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツへの関心を継続させる取組の検討 ・障害者スポーツ参加者のすそ野の拡大 		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

2020 東京パラリンピックに向けて、パラリンピックスポーツ教室や体験会を開催し、障害者スポーツの普及啓発を進めた。また、障害のある方の社会参加促進や相互交流を目指した各種レクリエーション教室の開催や、「障害者による書道・写真・絵画コンテスト」の開催等により文化芸術活動を推進した。

障害者スポーツについては、パラリンピックスポーツ教室のほか、障害者スポーツ体験イベントを開催した。令和元年度には、在仙プロスポーツ2球団のホームゲーム会場や、オリンピック・パラリンピック関連イベント会場等の多くの集客がある場所で障害者スポーツ体験イベントを実施した。このことにより、令和元年度の参加者数は570人増の700人となったことに加え、これまで障害者スポーツに関心の薄かった層に対し効果的な啓発ができた。

感染症の影響により、令和2年度に開催予定であった2020東京パラリ

ンピックが開催延期となったことや、感染症の影響により予定していた関連イベントが中止になる等の影響が生じているが、状況を踏まえながら啓発を行っていくことが望まれる。

読書環境の整備については、日常生活用具のうち読書に関する種目の対象者拡大が予定されているほか、市図書館における障害のある方に配慮した図書貸出サービスとして点字付絵本や音訳資料の貸出等を行った。

後期期間では、障害者スポーツを通じた心のバリアフリーの実現に向けて、障害者スポーツへの関心を継続させる取組について検討を進める必要がある。また、障害のある方が気軽にスポーツに取り組めるよう、ボランティアの育成等の環境整備を行い、障害者スポーツのすそ野の拡大を図っていくことも求められる。

(4) 当事者活動

主な事業	精神障害者ピアカウンセリング事業 セルフヘルプグループの育成支援 知的障害のある方の本人活動の支援 精神障害のある方の障害者ボランティア活動の支援		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	ピアカウンセリング講座及びピアトークショーの延べ参加者数（実施回数）	50 人 （4 回）	53 人 （4 回）
	セルフヘルプグループの育成支援（支援団体数）	4 団体	4 団体
	知的障害のある方を対象とした本人活動支援事業延べ参加者数（実施回数）	365 人 （16 回）	314 人 （15 回）
	精神保健福祉ボランティア団体活動講座参加者数（実施回数）	7 人 （1 回）	7 人 （1 回）
質的モニタリングから得られた意見	（精神障害の当事者活動に参加した当事者等） 活動による自らの心身への好影響、家族会等横の繋がりがあることの安心感等について言及があった。また、何らかの当事者団体・組織に属していないと情報が得られにくいとの意見があった。		
課題	・精神障害者ピアカウンセリング事業について、当事者団体に係る情報発信のあり方の検討、新たな当事者団体及びメンバーの発掘・育成		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

障害のある方の社会参加や自己実現を支援するためには、就労や福祉事業所等の利用だけでなく、ボランティア活動の場の提供や仲間との交流機会の提供といった多様な選択肢が必要であることから、ピアカウンセリング講座や本人活動支援事業、セルフヘルプグループの育成などを行った。

これらに参加した方からは、お互いの連帯感や絆の存在を確認できたという声や、自らの活動が社会貢献に結びつき自己肯定感が高まったという声が聞かれ、一定の役割を果たしたものと評価する。

一方、精神障害者ピアカウンセリング講座等では参加者の広がりや頭打ちになりつつあるものが見られることが課題であることから、新たな参加者や当事者活動団体を獲得または育成するための仕組みの検討が必要である。

(5) 移動・外出支援

主な事業	障害のある方への交通費等の助成 外出支援等のサービス提供 ガイドヘルパーの派遣		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	障害のある方への交通費等の助成 交付者数	29,141 人	30,155 人
	同行援護及び行動援護 延べ利用者数	2,753 人	2,836 人
	ガイドヘルパー派遣件数（登録者数）	423 回 (84 人)	486 回 (84 人)
質的モニタリングから得られた意見	(視覚障害のある方・障害児を抱える家族) 同行援護や、移動支援のヘルパーが不足しており、障害者の移動・外出支援のために利用しやすい制度にして欲しいとの意見があった。		
課題	・ 同行援護及び行動援護について、サービスを提供する事業所及びヘルパーの確保		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

障害のある方の市内移動に要する費用の一部助成や、身体障害や知的障害等により外出が困難な方への外出支援等を行い、社会参加を推進した。

交通費等の助成については、ふれあい乗車証・福祉タクシー利用券・自

家用自動車燃料費助成券のいずれかを交付し、令和元年度の計交付人数は前年度より1,014人増の30,155人となった。

視覚障害により移動が困難な方に必要な情報の提供等の外出支援を行う同行援護や、自己判断能力が制限されている方の危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う行動援護については、延べ利用者数が合わせて83人増の2,836人となったものの、質的モニタリングにおいては、ヘルパーの数が十分ではないといった意見も聞かれた。後期期間では、サービスを提供する新たな事業者の参入や人材確保につながる報酬水準となるよう、引き続き国への要望等を行っていく必要がある。

(6) 意思疎通支援

主な事業	点字・声の広報発行 障害のある方のコミュニケーションの支援		
主な実績	項目	H30年度	R元年度
	生活情報の点字・音声版提供者数（点字版/音声版）	1,641人 /2,073人	1,752人 /2,008人
	意思疎通支援者養成研修修了人数 ※手話・点訳・朗読奉仕員、要約筆記者、盲ろう通訳・介助員	103人	93人
	意思疎通支援者派遣者数 ※手話奉仕員・通訳者、要約筆記、盲ろう通訳・介助員	1,872人	1,670人
から得られた意見	<p>（聴覚障害のある方） 日常生活を送る上で情報を得ることが難しいと感じる場面があるという意見があった。</p> <p>（手話通訳者、要約筆記者） 支援者の新規養成が難しく、ニーズに対して派遣できる支援者が少ない状況であるとの意見があった。</p>		
課題	・意思疎通支援者の着実な養成		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

障害特性に応じた意思疎通を支援するため、市役所や各区役所、宮城総合支所に手話通訳相談員を配置し、聴覚障害のある方の通訳や相談等に応じた。また、手話や点訳、朗読等の通訳者等を養成するとともに、通訳者等の派遣を行った。

情報保障に関する各種養成研修の修了者は同水準を維持しているが、派

遣者数については、令和2年2月以降は、感染症拡大の影響もあり202人減の1,670人となった。

感染症拡大を契機に、意思疎通支援の重要性が改めて認識されたことから、後期期間においては、意思疎通支援者の着実な養成等や研修を充実させることで、多様なコミュニケーション手段に対応できる派遣体制の整備が求められる。

5 安心して暮らせる生活環境の整備

該当
SDGs



基本方針

誰もが暮らしやすい社会を実現するために、市有施設のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進するとともに、災害に備えるための福祉避難所の整備などを進めます。

さらに、(仮称)青葉障害者福祉センターや生活介護事業所など地域に必要な施設の整備や公立施設の老朽化対策に取り組み、生活環境の充実を進めます。

また、障害福祉分野で働く人材の確保が大きな課題になっていることから、障害福祉に従事する人材の確保・定着に向けた支援を行っていきます。

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン

主な事業	ひとにやさしいまちづくりの推進 バス及び地下鉄のバリアフリー化の推進		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	バリアフリーの広報・啓発活動の実施（区民まつり等におけるゲーム参加者数）※R 元年度はグループ参加者が多数のため組数による実績	254 人	346 組
	ノンステップバスの導入車両数/バス停留所への電照式標識新規設置カ所数/バス停留所への上屋・ベンチ新規設置カ所数 ※仙台市営バス	23 両 /5 カ所 /4 カ所	28 両 /3 カ所 /3 カ所
	地下鉄駅における階段の段差明瞭化新規実施駅数/触知案内図及び音声・音響案内設備の新規設置駅数/下りエスカレーター新規設置カ所数	5 駅/2 駅 /1 カ所	3 駅/2 駅 /1 カ所
質的モニタリングから得られた意見	<p>(障害当事者、一般市民) バリアフリーについては、地下鉄東西線に対して評価する意見が多くあったものの、全体的にハード面の整備はまだまだであるとの意見もあった。</p> <p>(一般市民) 街中で障害に関するマークを目にする機会が増えたと感じているという声もあった。</p>		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく心のバリアフリーの推進や、建物、公共交通機関及び道路等のバリアフリー化の推進により、障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすいまちづくりを進めた。

公共交通機関のうち仙台市営バスのバリアフリー化については、令和元年度のノンステップバスの導入車両数は前年度より5両増加の28両となり、市営バスに占める割合は73.3%となった。なお、市営バス以外のノンステップバス数は153両であり、全市におけるノンステップバス導入数は計181両となった。また、車両のほかに、バス停留所への電照式標識設置や上屋・ベンチの設置を実施し、バリアフリー化を進めた。

地下鉄におけるバリアフリー化については、駅構内において、階段の段差明瞭化や、触知案内図及び音声・音響案内設備の設置、下りエスカレーター増設を行い、バリアフリー化を進めた。

バスや地下鉄のバリアフリー化の推進について、設備整備に向け、障害者団体や道路管理者等の関係機関と調整を図っていくことが必要である。

(2) サービス提供体制の基盤整備

主な事業	(仮称) 青葉障害者福祉センターの整備 生活介護事業所の整備 指導監査の推進		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	生活介護事業所の整備カ所	1 カ所	補助事業の選 定を実施
	実地指導・監査実施カ所数	88 カ所	31 カ所
	集団指導参加事業所数	505 事業所	感染症拡大防 止のため書面 開催

- ・（仮称）青葉障害者福祉センターについて、複合施設としての整備に向けた必要な機能の検討
- ・受入枠の状況及び将来的需要を考慮した生活介護事業所の新規整備に対する支援の検討
- ・老朽化が進む民間生活介護事業所施設の改築・大規模修繕に対する整備促進の検討
- ・指定障害福祉サービス事業所の増加に伴う、不適切な届出や請求等の案件の増加

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

障害者総合支援法や児童福祉法に基づくサービスの安定的な提供と適切な運用のため、地域で必要とされる施設の整備を進めるとともに、実地指導・監査の実施により利用者の処遇向上を図った。

市民センターとの複合施設として整備する「（仮称）青葉障害者福祉センター」については、整備に向けた必要な機能について、既存の4区の障害者福祉センターの事業見直しと併せて検討が行われている。

学校を卒業した重い障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備については、平成30年度に青葉区内に1カ所整備し、令和元年度には太白区内における整備に向けた補助事業の選定を行った。

また、感染症拡大防止のため、医療型短期入所事業所1カ所において、多床室を個室化する整備を進めている。

後期期間では、生活介護事業所の整備については、事業所の受入枠の状況や学校卒業生の将来的な需要等の動向を踏まえ、今後の新規整備への支援の必要性等の検討が望まれる。併せて、民間の生活介護事業所等の施設について、老朽化への対応が課題であることから、改築や大規模修繕に対する整備促進の実施に向けた検討等が求められる。

指定障害福祉サービス事業所への指導等については、平成30年度に実施した実地指導の結果、複数の事業所において臨時監査を実施したことや、令和元年度に行政処分3件（指定取消2件、一部効力停止1件）を実施したこと等の影響により、実施回数の減となった。

障害福祉サービス事業所数の増加に伴い、不適切な届出や請求も増加しており、後期期間では、事業所に対する各種指導等を通じて、支援の質の向上に努めていくことが必要である。

(3) 防災・減災等

主な事業	人工呼吸器装着児者等に対する災害時個別支援計画作成の推進 事業継続計画（BCP）策定の普及・啓発 災害時要援護者情報登録制度		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	各区障害高齢課・各総合支所保健福祉課における災害時個別支援計画新規作成着手件数	6 件	27 件
	災害時要援護者情報登録制度登録者数	13,021 人	12,397 人
から得られた意見	<p>（災害時個別支援計画の作成事業所の職員）</p> <p>災害時の対応については、東日本大震災から9年が経過し、震災を経験していない支援者・事業所が増加する中で、災害対応の技術や知識の継承が不十分と感じるとの声があった。また、災害時に必要な支援を受けるためには、日ごろから地域の中で当事者から声を上げて要援護者と認識してもらう必要があるといった意見があった。</p>		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時個別支援計画未策定の在宅人工呼吸器常時装着児者への計画策定 ・支援者間で定期的に災害時個別支援計画の検証・修正を行う仕組みづくり 		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

災害時に障害のある方を支援する体制を整備するため、災害時要援護者情報登録制度の推進や障害福祉サービス事業所の事業継続計画（BCP）策定支援、人工呼吸器装着児者等に対する災害時個別支援計画作成の推進等を実施した。

人工呼吸器装着児者等に対する災害時個別支援計画の作成については、令和元年度の新規着手件数は前年度より21件増の27件となった。後期期間においては、引き続き個別支援計画未策定の人工呼吸器装着児者等に対する計画策定に努めるとともに、支援者間で定期的に個別支援計画の検証・見直しを行う仕組みづくりの構築を目指すことが必要である。

(4) 事業所支援・人材支援

主な事業	障害福祉サービス従事者確保支援 各専門相談機関や相談支援事業所、障害者就労支援センター等による研修やセミナー等の実施		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	障害福祉分野の人材確保・定着に向けた企画等延べ参加者数（実施回数）	89 人 （3 回）	79 人 （2 回）
	障害者ケアマネジメント従事者養成研修参加者数（実施回数）	136 人 （11 回）	191 人 （10 回）
その他評価指標	H30 年度ココロン☆ワーク スペシャルアンケート結果・回答者数 36 人（学生・事業所若手職員等）「全体の感想」		
	非常に良い・良い（36 人・100%）		
	H30 年度障害福祉分野の人材確保に向けた研修会アンケート結果・回答者数 30 人（管理者・採用担当者）「全体の感想」		
	非常に良い・良い（30 人・100%）		
	R 元年度障害福祉分野の人材確保戦略セミナーアンケート結果・回答者数 27 人（管理者・採用担当者）「全体の感想」		
	非常に良い・良い（25 人・92.6%）、どちらともいえない・あまり良くない・良くない（2 人・7.4%）		
	R 元年度障害福祉分野の就職応援交流カフェ／福祉のおしごとフォーラムアンケート結果・回答者数 37 人（学生・事業所若手職員）「全体の感想」		
非常に良い・良い（34 人・91.9%）、どちらともいえない・あまり良くない・良くない（3 人・8.1%）			
質的モニタリングから得られた意見	（人材確保研修受講事業所の職員） 法人の枠を超えた障害福祉サービスの印象を高める取組や、専門職などの研修機会の確保を通して、他事業所の取組を知り、交流できる場の必要性についての意見があった。一方で、人材育成の重要性は認識しているものの、職員に研修を受講させたり、法人に人材部門を設置する等の余裕がないとの意見もあった。		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の枠を超えた職員の交流等による人材確保定着支援の強化 ・障害福祉サービスのイメージ向上 		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

障害福祉に携わる人材の確保及び定着に向けた取組を進めるとともに、本市の各専門相談機関や相談支援事業所、障害者就労支援センター等による各種研修の実施により、障害福祉サービス事業所等の職員の人材育成を行った。

平成 30 年度より開始した障害福祉サービス従事者確保支援については、学生や事業所の若手職員、管理者、採用担当者等を対象に交流会や研修会を開催し、複数の学生・事業所より、就職に向けて有意義な意見が聞けたという意見や、求人動向や事業所の魅力を発信する際の具体的手法を学べた等の意見が得られた。

後期期間においても、研修会や障害福祉サービス事業所や学生向けのアンケート等の実施により、事業所職員や学生のニーズを把握するとともに障害福祉分野のイメージを向上させる取組を行うことで、効果的な人材確保・定着支援事業を進めていくことが求められる。

また、障害者ケアマネジメント従事者養成研修については、相談支援従事者を核に、地域の事業者・支援者に対するケアマネジメントやチームアプローチの実践拡大を目的に実施した。令和元年度の開催回数は前年度より 1 回減の 10 回となったが、参加者数は 55 人増の 191 人となった。

各種研修については、感染症の影響を踏まえ実施方法等に配慮しつつ、引き続き実施していくことが望まれる。